

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

令和4年金沢市議会2月定例会月議会に、金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正（案）を上程していることに伴い、特定屋内広告物とする表示の方法、特定屋内広告物届出地区における特定屋内広告物の規格、届出に関する事項等、所要の改正を行う。

2 主な改正項目

（1）特定屋内広告物とする対象を追加します。

- ・ 表示の方法 文字、記号、図案、商標若しくは写真又は可変表示装置を用いる方法
- ・ 特定屋内広告物とする屋内面からの距離 2m以内

（2）屋外広告物等及び特定屋内広告物の基本要件に、照明に関する事項を追加します。

- ・ 照明を用いるものにあつては、周辺環境を阻害しないものとする。

（3）特定屋内広告物届出地区において特定屋内広告物が適合すべき規格を追加します。

- ① 一開口部あたりの表示割合 1階以下10分の5以内、2階以上10分の3以内
- ② 基本要件（抜粋）

景観への配慮	<ul style="list-style-type: none">・ 都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものとする。・ 点滅灯や回転灯類は、安全のため必要な場合を除き、附帯させない。・ 第1～3種禁止地域では、発光式及び反射式の素材は、使用しない。・ 照明を利用するものにあつては、周囲の環境を阻害しないものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none">・ 地色は、けばけばしい色彩を避け、色数もできるだけ少なくする。・ 発光式及び反射式の素材は、できるだけ使用しない。
表示面積と高さ	<ul style="list-style-type: none">・ 表示の大きさは、効果の限度においてなるべく小さくする。・ 高さは、効果の限度においてできるだけ低くする。
設置数と設置場所	<ul style="list-style-type: none">・ 意匠及び広告内容が同一であり、かつ、広告主が同一であるものを狭い区域に集中して表示しない。・ 道路に沿い多数連続的に表示しない。ただし、売出し広告又は祭礼等一時的に使用するものを除く。
照明を利用するもの	<ul style="list-style-type: none">・ 過剰に明るくしないものとする。・ 照明の照らす範囲は必要最小限とする。
発光式の素材を利用するもの	<ul style="list-style-type: none">・ 赤色は、できるだけ使用しない。・ 点滅の速度は、できるだけ緩やかにする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。・ 視野を妨げるものであつてはならず、道路交通の安全に支障を及ぼすおそれがないものとする。

③ 規格（抜粋）

区分		特定屋内広告物の規格				届出不要基準
		屋上にあるもの	壁面にあるもの ※面積は屋外の壁面広告物と合計	映像表示装置 ※面積は屋外の映像表示装置と合計	敷地内の屋外 広告物等との 合計面積	
禁止地域	第1種	表示しない	地上6m以下	表示しない	5㎡以内	3㎡以内かつ 屋外広告物等 との合計 5㎡以内
	第2種				10㎡以内	
	第3種	地上20m以下 (商業地域 40m以下) 高さ3m以下	地上6m以下 かつ 10㎡以内	表示しない	各壁面の3割 又は15㎡以内	5㎡以内
	第4種					
	第5種	地上40m以下 かつ 建物の高さの 1/2 かつ4m以下	地上12m以下 かつ 10㎡以内 又は 壁面の1割 (商業地域:2割) 以内	地上4m以下 かつ 各方向5㎡以内	各壁面の3割 (商業地域4割) 又は20㎡以内	
	第6種				各壁面の3割 又は20㎡以内	
許可地域			屋上には 表示しない	各壁面の3割 (商業地域4割) 又は20㎡以内	10㎡以内	

(4) 特定屋内広告物届出地区における届出に関する事項を追加します。

- ① 届出に必要な添付書類 屋外広告物等の許可申請における添付書類と同様
- ② 届出を要しない特定屋内広告物 許可を要しない屋外広告物等と同様

3 施行日

令和4年7月1日